

町県民税の申告と所得税の確定申告はお早めに！

申告期間は **2月16日(火)～3月15日(月)**

《確定申告と町県民税申告》

申告が必要な方

左記フローチャートで確認してください。なお、平成21年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、2か所以上から給与の支払いを受けている方、不動産やゴルフ会員権などの資産を売った方は確定申告が必要です。

申告は、国民健康保険税の算定資料や福祉年金、児童手当等の給付資料にもなります。申告資料の提出がない場合には、所得証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

年金受給者と申告

年金からの源泉徴収税額には、社会保険料(国民健康保険料や介護保険料など)や生

《申告の受付・相談》

下記申告会場の案内を確認して下さい。

町県民税申告書の配布

前年の申告書提出状況等により申告が必要と思われる方

確定申告書の配布

国税庁のホームページからダウンロードするか、税務署や町の申告会場で配布しています。

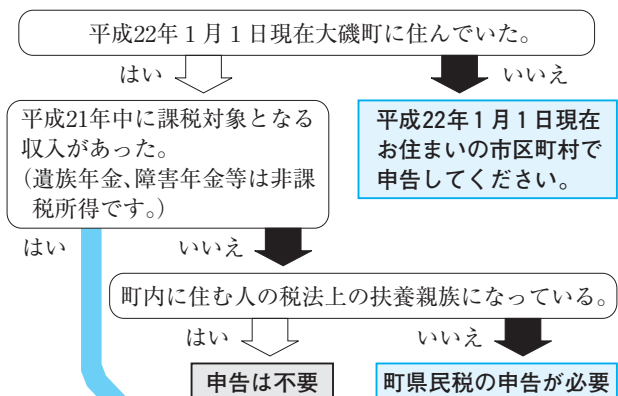
◎問い合わせ

確定申告 平塚税務署

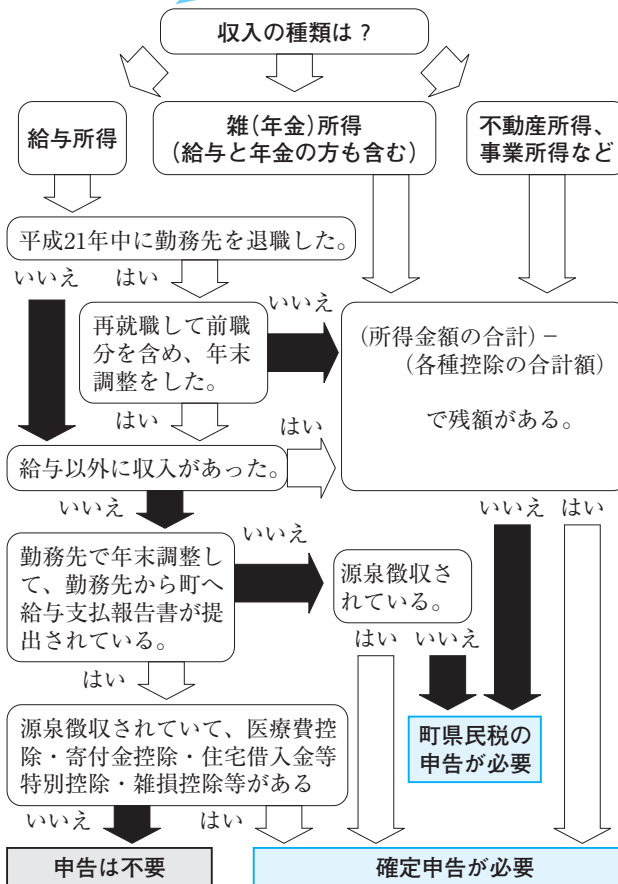
町県民税 税務課

☎内線 253・254

こんな方は申告が必要です！



あなたはどの申告が必要？



※このフローチャートは全ての方が当てはまるものではありませんので、詳しくはお問合せください。

申告会場の案内

| | 税務署が開設する申告会場 | 町が開設する申告会場 |
|--------|---|--|
| 申告内容 | すべての確定申告 | 町県民税申告、簡易な確定申告(申告書A) 〔住宅借入金等特別控除(所得税)・各種譲渡所得・繰越損失・青色申告等の方は税務署での申告をお願いします。〕 |
| 受付日時場所 | 平塚駅ビル6階ラスカホール【配布・収受】8:30～17:00 【作成アドバイス】9:00～17:00 1月25日(月)～3月25日(木) ※土日は除く。 ※2月21日(日)・2月28日(日)は開場 〔所得税の申告・納付期限は3月15日(月)です。〕 〔2月15日(月)以前は還付申告の方が対象です。〕 | 【①税理士会による無料相談会】9:30～12:00 13:00～15:30 2月12日(金)、15日(月) 国府支所2階会議室 2月16日(火)～18日(木) 保健センター2階研修室 【②上記以外の申告相談受付】9:00～11:45 13:00～16:00 2月19日(金) 保健センター2階研修室 2月22日(月)～3月15日(月)※土日は除く。役場4階第1会議室 |
| 持ち物 | ○申告書、印鑑 ○源泉徴収票や各種控除の証明書 ○前年の申告書の控え ○使い慣れた筆記用具、電卓 ○還付金がある場合・申告者名義の口座番号がわかるもの | |